

Title	中道寿一君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.2 (1991. 2)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910228-0159">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910228-0159</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 特別記事

### 中道寿一君学位請求論文審査報告

岐阜経済大学教授中道寿一君の提出した学位請求論文は、「ワイマルの崩壊とC・シュミット」に関する研究としてまとめられた業績を主論文とし、「保守・権威主義的国家像——C・シュミット——」と題する副論文を添えたものである。主論文の構成は次の如くである。

序 C・シュミットの死あるいはC・シュミット政治思想  
研究の現状

第一章 ワイマル期におけるC・シュミットの政治理論について

第二章 C・シュミットの「精神的基盤」に関する一試論

第三章 独裁の弁証

第四章 C・シュミットの民主主義論

第五章 合法性と正当性の間——ヴェーバーとシュミットを中心として、

第六章 C・シュミットの『全体国家』の概念について

終章にかえて ワイマル末期におけるC・シュミットの政治的位置について

次に各章で展開された中道君の行論によって、同君の意図したところを追跡してみる。中道君は、C・シュミットの理論展開の背景であったワイマル期を、民主主義体制のただ中から反民主主義勢力が抬頭し、ついに民主主義体制そのものが崩壊するという、現代政治状況を考察する上で重要な「民主体制の崩壊」というテーマを鮮烈に顕示した時代としてとらえている。

その時代はまた、第一次大戦、敗戦、革命というアナキー体験を契機として、法学から政治学へと転進し、ワイマル共和制の支柱たる自由主義的デモクラシーを徹底的に批判しつつ大統領独裁論を展開し、ついにヒトラー政権樹立後のナチスを支持するにいたる、C・シュミットの最も活動的で創造的な時期でもあった。したがって、中道君は、この研究において、一方では「状況への発言」的性格の強いシュミットの一連の著作を緻密に考察することで、ワイマル期におけるシュミットの政治的立場を明らかにすると共に、他方では独裁論、ロマン主義論、民主主義論など、政治理論上の主要なテーマの下で形成されたシュミットの政治思想とその位置づけを明確にする努力を果たしている。

第一章では、ワイマルの危機克服の手段として独裁を提示するシュミットの政治思想から、神学概念と政治概念のアナロジーにもとづく「政治神学」をキー概念として抽出し、その内的論理を「例外」と「決断」によって構成しようとしている。第二章は、こうした特異な政治思想を支える精神的基盤としての

カトリシズムと、その思想展開に影響を及ぼした思想家としてD・コルテスおよびT・ホップズをとりあげ、シュミットのおちいった「政治の逆説」を明らかにしようとしている。第三章は、ヒトラー政権樹立直後に放棄されるものの、ワイマル期を通じて一貫して保持し続け、とくにワイマル後期において重要な理論的意義をもったシュミットの独裁概念が、すでに帝政期に形成されていたこと、シュミットのワイマル憲法・共和国へのコミットメントは、この独裁概念を手がかりにしていたこと、したがって、ワイマル初期の独裁研究は、独裁の歴史的・法的正当化の試みであったこと、を論証しようとしている。第四章の論脈は、独裁の正当化に用いられるシュミットの民主主義概念を、「同一性」民主主義、「同質性」民主主義、「同種性」民主主義の三レベルで考察し、ナチスの「人種」民主主義との差異点と近似点を明らかにする。第五章では、M・ヴェーバーとシュミットによる「合法性と正当性」理解の相違を手がかりに、シュミットの大統領独裁論が、ヴェーバーの指導者民主主義を権威主義的に転轍した論理であることが突きとめられる。第六章では、ワイマル末期に提起した「全体国家」概念の論理構造とその機能変化が考察の対象とされ、共和制とナチズムにたいするシュミットの思想的位置づけが成功裡に試みられている。「終章にかえて」にあつては、前六章の論議をふまえ、H・ムートとJ・W・ペンダースキーの理論的分析を比較検討すること、ワイマル末期におけるシュミットの政治的位置づけを行

い、シュミットは、ワイマル期においては、ナチズムに反対の立場にあり、少なくとも後期にあつては、大統領内閣支持という意味で、共和制を擁護する保守陣営に属していた、と指摘される。しかし、そこで展開されたシュミットの理論は、「静かな憲法変化」に寄与し、視角をかえれば、いかなる権力の正当化にも対応しうるにたるだけの形式的・可変的構造をもっていた、との帰結に到達している。

なお、第一章にたいしては、『ワイマル』研究の一視角」および「ワイマル文化と知識人」が補説として付加されており、前者にあつては、ワイマル期の代表的な左翼雑誌『ヴェルトヴューネ』(Die Weltbühne)と右翼系の代表的な雑誌『ターゲット』(Die Tat)をとりあげ、「左翼右翼という既成の図式をあてはめるのではなく、内在的に、そこによって立った人々を共通に基礎づけた意識と、独自の現実への対応方法を、ワイマル崩壊過程とのパラレルな関係の中で考察」されている。後者はW・ラカー(Walter Laqueur)の著書 *Weimar: A Cultural History 1918-1933* (1974) の日本語版「ワイマル文化を生きた人びと」への周知な書評稿であるが、それはすでに書評の域を脱し、中道君の「研究ノート」と評価すべき質量に達している。中道君は、「ワイマルへの関心は、……歴史の経緯からして、当初、その知的創造力ではなく政治的敗北にアクセントが置かれていた。すなわち、政治と文化の区別を前提とし、ワイマルを第三帝国の前史として把えることで、ナチズムと関連した反民主主

義傾向の考察が、専ら政治の分野でなされ、またたとえ文化と関連づけられたとしても、そうした文化からなぜナチズムが生まれたかという、ナチズムにアクセントを置いた考察がなされた」関心情況から、「ワイマル文化への関心は、一九六〇年代に入って以降、西ドイツのニュー・レフト達によるドイツ史の民主的要素への関心、現代アメリカの危機をワイマルをモデルにして分析する傾向、亡命知識人の業績の再評価、そして亡命者自身の『黄金の二〇年代』へのノスタルジアを契機として高まってきた」知的関心の変化を前提として、ラカーを素材としてつつ、「P・ゲイの切れ味の鋭さゆえに欠けていた、可能な限り全体的なワイマル像の構築のための対象範囲の拡大と、そこから生ずる矛盾的要素の関連づけの執拗な努力であり、P・ゲイのどちらかといえば、ワイマル文化に関するオブティミスティックな筆致に対して、本書全体を支配するペシミズム」を探り当てている。さらに、「本書によって示されたワイマルの全体像を手懸りに、さらなる研究が今まさに行なわれている」との中道君の指摘はまた、同君の「さらなる研究」への戦列参加の表明でもあろう。

第四章にたいして、「H・ヘラーとワイマル民主主義」ならびに「ワイマル民主主義の崩壊と知識人」が補説されていることも付言すべきであらう。前者は Hermann Heller, *Die politische Ideenreise der Gegenwart* (1926) の日本語版『ドイツ現代思想史』にたいする書評稿であり、後者は、H・ヘラー、

H・ゲルバー (Hans Gerber)、『R・スメント (Rudolf Sment)』、G・ライプホルツ (Gerhard Leopold) のいずれも三〇年代に執筆された論文を編集し翻訳した『ヴァイマル民主主義の崩壊』の書評稿である。

前者から中道君が抽出したのは、「特殊・固有なものをそれとして切り離すのではなく、それを常に普遍的なものと結びつけ、その関係の中で、普遍的なもの特殊・固有なものを同時に評価して行く態度、そして、それを支える科学への信頼、すなわち、あるがままの現実があるがままのものとして受けとめながら、にもかかわらず、その現実には自ら主体的に切り取るしかなく、それによって以外には現実を生きる重みに耐ええない」とする認識であった。そのことは、「政治は、確かに、固定的なものではなく、変動を前提としている。しかし、その変動は、理念からの乖離の方向ではなく、理念への不断の接近の方向でなければならぬ。だとすれば、既成事実の積み重ねによって、戦後民主主義のなし崩しの変質化が進行している現在、理念と現実を架橋すべき知の、現状追認によるなし崩しの変質化は、極めて重大な意味を持つ。なかんずく、政治的知、すなわち、政治理論の変質化は決定的意味を持つ」との後者から抽出された認識と切実に連続する点で、中道君の政治学徒としての資質の卓越を示して明瞭である。

副論文は中道君が留学中（一九八八年）にテュービンゲンで書かれたものである。それは、主論文で書き展べられた争点を、

シュミットの大統領独裁論と全体国家論にしばらくこんで集約したものであり、中道君が一貫して追求しているテーマである。「シュミット政治思想の全体像の解明」と「第三帝国期におけるシュミットの理論と構造、そしてナチズムとの関係」にむけて次なる展開を志向するための跳躍台とみるべき性格の論文である。

以上で中道君の研究の構成・内容・意図について述べた。ここで同君の研究の評価に移ることにしたい。まずはじめにC・シュミット研究がなげゆえに政治理論において現在もなお、むしろ精神的に行われるのか、から考えてみたい。そこには何よりも、ワイマル共和国が第一次大戦後における政治的実験——失敗に終わった実験——であることの意義をあげねばなるまい。それはそれを支える社会の脆弱性のゆえに崩壊を運命づけられた共和制でありデモクラシーであった、とする歴史的美学を意味するものではなからう。むしろ、ワイマルがナチ第三帝国の露はらいとして位置づけることができる、その「意味」を民主体制の崩壊因として抽出しようところに力点がおかれるのではないか。

言いかえればF・ノイマンが独裁制について、「独裁制はデモクラシーにたいする準備段階」(教育的独裁制)と「独裁制はデモクラシーのまったき否定であって、かくして全面的に抑圧的な体制」とを識別しているが、ワイマルが全面的抑圧体制としてのナチ独裁に道をひらく教育効果をもちえたのではないか、

という問題がそこに設定されるのである。さらに言いかえれば、民主体制の崩壊は「反逆型反対派がその解決策をみずから提示する問題にたいして、政府側が解決能力を失うことではじまる、さまざまな過程の一つの帰結」(J・リンズ)という政府のケイパビリティの問題が聳立するはずである。その場合、政府の解決能力は、決定に正当性を付与しうる能力とよびかえることができる。つまり、正当性を付与しようとする努力が十分でなかったり、正当性を合法性にくるみ込むことでみずからの能力の欠如を明示してしまうことが考えられる。W・J・モムゼンが正しく指摘したことだが、「ある支配体制の合法性をたんに目的合理的に信ずるとしても、それでは真の意味の正当性は根づかない。そうした合法性信仰は、特定の価値観に根ざした真の正当性観念がないために生ずる真空を、全てが順調であるときにのみ埋め合わせるにすぎないであろう。危機が訪れると、それは役に立たなくなるばかりか、体制を揺るがすような危険な作用を及ぼしかねない。深刻な変化に揺らぐ状況の中で合法性信仰が政治的行為の格率に祭り上げられるなら、直ちにそれはひとを迷路に導くからである。」

この「真空」こそが民主体制崩壊を常にありうる現実として措定されることがらなのである。そして「例外状況」を常態とする歴史的现实としてのワイマル(G・シュワール)であればこそ、この「真空」は真の正当性を離れて、他のなにかによって充填されることを望まなければならない。私たちは中道

君がこの研究によって発見したものでこそ、この真空充填に果したC・シュミットの理論的意味だった、と考える。だからこそシュミットは議会主義の虚偽を自由主義的諸要因に求めたのであり、「法はすべて『状況に規定されている法』である。主権者が全一者としての状況を、その全体性において作りだし保証する。主権者こそこの究極的決断の専有者なのである」とする『決断』のモメントと、その主体を追求したにちがいないのである。

例外状況と決断を主権概念に統合させて、「主権者とは例外状況に関して決断を下す者である」とするとき、彼の法学的思考は終焉し、政治神学的思考に転移する。それは、独裁として具体化するまえの一步の距離にすぎない。だが、C・シュミットの同時代性は、決して彼をただちに民主主義否定者にはしない。むしろ、彼は「独裁は、民主主義が独裁に対してと同様に、民主主義に対する決定的対立物ではない」と明言している点に、中道君は強い関心を示している。だからこそ、シュミットの特異な民主主義論が問題になる。シュミットは民主主義は君主主義原理への対抗概念としかみていないから、その原理が現実性を失えば、当然のこととして民主主義概念もまたその現実性を失うがゆえに単なる形式にすぎなくなる、と想定する。そこから、自由主義的な相対的合理主義の及んでいない執行権への強調がひきだされる。

シュミットの同一性民主主義が提出されるのは、この相対的

合理主義の間隙を縫うものであった。中道君の論脈によれば、シュミットはルソーの社会契約論によって、法律Ⅱ一般意思Ⅱ自由な市民の意思という定式を前提として、選挙はこの一般意思を確認する方法にはかならない、とされる。したがって、選挙で敗退した少数派は一般意思を誤認していたのであり、選挙結果としての一般意思に従うことではじめて自由になる、とされる「自由への強制」論から、少数派の意思と多数派の意思は「同一」なのだとする前提がそこには存在するのだ、との結論に達する。したがって、シュミットにとっては、民主主義のあらゆる論拠は、こうした一連の「同一性」から成立しているのであり、この一連の同一性には、「治者と被治者の、支配者と被支配者との同一性、国家の権威の主体と客体との同一性、国民と議会における国民代表との同一性、国家とその時々投票する国民との同一性、国家と法律との同一性、最後に、量的なるものと質的なるものとの同一性」があり、だからこそ民主主義の本質はこの同一性にあるのだ、とする地点に到達する。

だが、シュミットはこの同一性を現実的にはとらえていない。むしろ、民主主義的国民は本質的には異質の位相に立っているのであって、ただ「同一視」されるがゆえに「同一」なのだとする。つまり、そこではいかなる同一化も等質の人間を前提とするのではなく、むしろ同一性にはいかなる瞬間といえども現実には到達することのない差異が、厳然として存在するがゆえに、その差異の強調は量的差の無視に進まざるをえない。したがって

て、「全ての国家市民の絶対的に一致した意思が決してありえないとすれば、多数の意思を国民の意思と同一視するか少数の意思を国民の意思と同一視するかの、ということは、抽象的論理としては、本来ほとんどちがいが無い」とするジャコブソンの論理が、その「無視」を補填しないわけにはゆかない。そこには、少数者が真の国民意思の不在手になりうる、という議会主義のアポリアにたいするシュミットの逆襲が顕在化する。この逆手にとられた議会主義への反論理は、少数者をエリートにおきかえれば、「これから創造される真の民主主義の名による民主主義の停止」がタイムテーブル上に定礎されるにいたる。したがって、「シュミットにおいては、権力を掌握しようとする少数者(複数の集団)が、それぞれの正しい国民意思を提示し、国民の同一化を獲得しようとする」とは、議会主義自由主義に属するのであって、権力を掌握する少数者が権力を駆使して、自ら信ずる正しい国民意思を教示し、国民をして彼らの意思と正しい国民意思とを同一視させることの方が、民主主義の同一性原理にかなうもの」との主張が、論理的には整合性をもちうるのである。

このエリート主義的民主主義論は、異質なものの排除あるいは殲滅を通じて創出される「同質性」への強調に道をひらく。そこに権力をもって正当化手段とするシュミットの眩惑がある。中道君の表現をかりれば、「シュミットにおいては、極端に純化された『同質性』にもとづき、独裁者によって提示される国

民意思へ国民の『歓呼・喝采』をもって対応する『同質性』民主主義こそ、真の民主主義、すなわち、直接民主主義と結論される」のである。

この二つの民主主義論を加重したとき、シュミットの民主主義論は「同種性」民主主義として統合されたものではなかったか、と中道君は衝いている。それは「プロレタリアートの階級的同種性」によって代わられうる国民的同種性」の基底に「人民の同種性」を据えることにより、同一性原理をより実質化し、代表性と同一性原理との「結合」を行なったのではないか、というのが中道君の解析である。

以上、中道君のシュミット論における「民主主義」の問題をクローズ・アップした。中道君の解析は、「状況への発言」を論理で武装するシュミットが、結局は、現実政治にからめとられ、「政治の侍女」に墮した、その様相を丁寧突きとめた、その過程の表明であった。だがそれは、「彼の政治思想は、隠れた政治の深淵を垣間見させることで、政治のダイナミックスの考察に思惟の硬直化は禁物であること、アナキーにも独裁にも陥らず、その間に踏みとどまることで成立する『政治』の重要性を、あらためて強烈に認識させてくれる」との中道君の確認を突きだしてもいる。

シュミットの「決断」が現在もなお問題として研究者によって執拗なまでに提示されるのは、大衆状況における民主主義あるいは民主的決定機構が、常に社会を人間から守るところに力

点があり、人間を社会から守るといふ本来の民主主義から逸脱する現実可能性があるからである。形式化し形骸化したワイマル民主主義にたいして、真の民主主義、真正な議会主義を唱えて覇権をにぎったファシストたちが提示した問題提起は、私たちにしても今なお完全に除去していかないものである。その知的運動は現状でも持続している、と言わねばなるまい。だからこそ、そのもつとも先鋭な政治思想者——たとえ、ナチスは最終的には忌避されたとはいえ——としてのシュミットを対象として、中道君が格闘したその軌跡は、読む者をして「われわれの現在」を十分に認識させる。

シュミットが状況にとらわれた思想者であり、理論家であったことは言うまでもない。彼は思想者・理論家があったがゆえに、状況の変化をあるいは先取りしあるいはそれに追隨する理論を展開した。それだけに、シュミットは時代精神の核を顯示する。だが、それあるがために、シュミットの解析は政治史と政治思想史との交錯点において、より明瞭になるはずである。中道君のこの業績は、その点で私たちに物足りないものがある。もちろん、それは私たちがシュミット研究の専門家でない分だけ史的背景に関する知識の不足が大きいからでもあるろう。にもかかわらず、大量のシュミット研究文献を読みほぐし、問題意識を常に先行論文にダブらせつつ読み透してゆく中道君の知的姿勢を貴重と評価することにためらいはない。ここに中道寿一君に法学博士（慶應義塾大学）の学位を与える評価源がある。

平成二年七月十一日

主査	慶應義塾大学法学部教授	内山	秀夫
副査	慶應義塾大学法学部教授	奈良	和重
副査	慶應義塾大学名誉教授	多田	真鋤